



|              |  |
|--------------|--|
| Title        | フランス1838年法におけるアリエネ aliené の収容と個人の自由 liberté individuelle の保障 (1) : 禁治産 interdiction 宣告の要否を巡る議論を手がかりに |
| Author(s)    | 酒井, あむる  |
| Citation     | 阪大法学. 2025, 75(2), p. 113-139  |
| Version Type | VoR  |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/102507">https://doi.org/10.18910/102507</a>                        |
| rights       |  |
| Note         |  |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUCA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# フランス1838年法におけるアリエヌ *aliéné* の 収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）

——禁治産 *interdiction* 宣告の要否を巡る議論を手がかりに——

酒井 あむる

## はじめに

### 第1章 1838年法の背景と概要

- 1 1838年法制定以前
- 2 1838年法の概要
- 3 小括

### 第2章 精神科医と1838年法

- 1 近代フランスにおける精神医学
- 2 精神科医の主張
- 3 小括（以上、本号）

### 第3章 議会と1838年法

- 1 政府案の提出
- 2 代議院での議論
- 3 貴族院での議論
- 4 小括

おわりに

## はじめに

2024年10月1日、東京地裁において、精神科病院からの退院を繰り返し求めても認められず、約40年にわたり入院させられたとして、元患者の男性が3300万円の損害賠償を求めて国を訴えた裁判の判決が言い渡された。原告は、隔離収容政策を改めなかった国の不作為が長期入院の原因であり、憲法が定める幸

福追求権や法の下の平等に反すると主張していた。しかし、東京地裁は、「精神疾患有する患者については、他の疾患と異なり、その症状・病状による影響で判断能力自体に不調を来すことがあり、患者本人が適切な判断をすることができない、自己の利益を守ることができないと医学的な見地から認められる場合には、本人の利益を守るために、本人の同意がなくても入院が必要になる場合があり得ることは公知の事実というべき事柄であって、原告の症状のために入院が長期化したのだとすれば、それは、同意入院等や任意入院等といった制度の問題であるとも、精神医療政策の問題であるともいふことはできない」と判断し、また、入院患者の「違法な拘束については人身保護法による救済の途は当然開かれている」と指摘して、原告の訴えを退けた。<sup>(1)</sup>

精神病を理由とする入院の要請と患者の自由の保障の要請との衝突は、現代日本に限った事象ではない。同様の状況は、近代フランスにおいてもすでに問題として認識されていた。当時のフランスでは、市民革命を経て個人の自由の理念が浸透しただけでなく、精神医学が医学の一分野として台頭した。精神病の治療という新たな社会的要請に応えて制定されたのが、1838年6月30日に成立した「アリエネに関する法律 loi sur les aliénés」（以下、「1838年法」と呼ぶ。）であり、本稿の考察対象である。というのも、同法の制定過程では、精神病の治療を優先する立場と患者の自由の保障を重視する立場との間で激しい議論が展開されたからである。

精神医療と個人の自由の保障の調和は、近代の幕開けから2世紀以上たった今日においても依然として重要な課題である。本稿が対象とするフランスにおいては、次のような研究がなされている。歴史家であり、自身も不当に監禁された経験を持つジャン・ルモワソは、狂人とアリエネを巡る制度の歴史を革命以前に遡って紹介しながら、個人の自由の保障を強く訴えている。精神科医ポール・セリューは、アンシャン・レジーム期における狂人の収容の歴史を研究している。<sup>(2)</sup> 公衆衛生を専門とするジャン・シモン・ケイラは、1838年法が新設した制度やその運用について研究している。<sup>(3)</sup> また、1838年法に关心を抱いた思想家ミシェル・フーコーや社会学者ロベール・カステルは共に「十九世紀の『あらたな支配構造』」を分析し、彼らとの違いを示そうとしたシカゴ学派の

フランス1838年法におけるアリエヌ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）

歴史学者ゴールドシュタインは、精神医学のプロフェッショナル化や「治療の『科学化』」について記述している。<sup>(7)</sup> さらに、本稿が着目する禁治産、すなわち、19世紀におけるアリエヌの財産の管理手段たる禁治産に関しては、当時の精神科医ブリエール・ド・ボワモンや法学者エルネスト・ブションの研究が存在する。<sup>(8)</sup>

1838年法に関する邦語の研究としては、法学者である秋葉悦子や永野仁美による精神保健政策や収容の歴史的展開をテーマとする研究や、精神科医の菅原道哉、飯塚博史、岩成秀夫や看護学を専門とする須藤葵による医学的視点からの先行研究が存在する。<sup>(9)</sup> 民法学者の山城一真は、フランス成年後見法に関する研究の中で1838年法の財産管理規定に触れている。<sup>(10)</sup> また、1838年法それ自体に関する研究ではないが、刑法学者の平野泰樹は、19世紀フランスにおける精神医学が法学、特に刑事責任に対して与えた影響を考察している。<sup>(11)</sup> さらに、1838年法に相当する日本の精神保健福祉法（1995年）については、刑法学者の平野龍一や大谷實の研究が存在する。<sup>(12)</sup>

しかしながら、これらの先行研究は、1838年法を精神保健政策の成果として紹介する制度史的なものにとどまっているものや、19世紀の権力構造の変化に主眼が置かれているものが多く、1838年法の立法過程自体を検証した法制史的研究はあまり存在しない。1838年法制定過程では、精神科医の診断書に基づく行政の判断のみでアリエヌを施設に収容してよいのか、それとも司法が禁治産の宣告を通じて介入すべきであるのかという、不当な監禁からの個人の自由の保障に関わる議論が白熱したにもかかわらず、かかる議論の分析は不十分であるように思われる。

以上より、本稿は、禁治産が有する個人の自由の保障の側面に着目しながら、精神病の治療のために収容が必要な場合に、個人の自由をいかに保障するかという、1838年法制定に向けた議論の中でも重要な論点を考察することを目的とする。冒頭の裁判例が示す通り、当該論点はいまだ解決を見ぬ課題である。個人の自由に対する意識が向上した時代であり近代精神医学が発展した時代でもある19世紀フランスの先駆者たちの主張を明らかにすることは、かかる今日的状況を解決する上で大きな意義を有すると考えられる。

第1章では、まず、1838年法の制定に至るまでのフランスにおける狂人の監禁の歴史を概観した後、1838年法の構成およびその内容について整理し、同法において司法がほとんど役割を担っていないことを確認する。次に、第2章では、当時のフランスにおける精神医学の状況を概説した上で、精神科医の著書を読み解き、アリエネの治療のために隔離が必要であることや、入院を迅速に行うための収容方法に関する精神科医の意見を考察する。続く第3章では、精神科医の主張を受けて、アリエネに関する新法の制定を目指した議会において、入院の必要性と個人の自由の保障の要請が衝突する場合についていかなる議論が戦わされたのかについて、当時の議事録を手がかりに分析する。

なお、19世紀前後の文献においては精神病者を表すフランス語として *fou*、*insensé*、*aliéné* 等が用いられている。*fou*、*insensé* は「気が狂った」という意味を有し、特に近代精神医学の台頭前に多用されている。そこで、本稿では、医学の対象となる以前の精神を病んだ者というニュアンスを表すために、これらには「狂人」という訳語を用いる。一方、*aliéné* は、1838年法に関連する議事録や精神科医の著作において頻繁に用いられた語であり、19世紀の精神医学におけるキーワードであると考えられる。それ以前の時代の狂人や現代的な精神病者 *malade mentale* とは異なるという理解に基づき、フランス語の文献において *aliéné* と記されている箇所はカタカナで「アリエネ」と記す。また、日本では、禁治産の制度は既に廃止され成年後見制度に移行しているが、本稿は19世紀フランスの法制度を対象とした研究であるため、「禁治産」の語を用いる。

## 第1章 1838年法の背景と概要

### 1 1838年法制定以前

本節では、1838年法制定以前のフランスにおける狂人の監禁の歴史を概説し、アリエネに関する新法が要求されるようになった原因を明らかにする。

狂人の監禁の歴史は、16世紀以降、彼らを世話する慈善団体や私的な施設の拡大と共に進行し始めた。パリでは、1630年頃には聖ヴァンサン・ド・ポール

フランス1838年法におけるアリエヌ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）

Saint Vincent de Paul によるサン・ラザール Saint Lazare、1645年にはシャリテ兄弟 *les Frères de la Charité* により運営されたシャラントン Charenton といった宗教的な慈善施設が創設され、また、ブルジョワによる私的な施設も創設された。これらの非公的な施設に加えて、1656年には、女性患者のためのサルペトリエール *Salpêtrière* と男性患者のためのビセートル *Bicêtre* という一般施療院 *hôpital général* が設立され、狂人の監禁施設が増加した。<sup>(16)</sup>

写真1 サルペトリエール



写真2 ビセートル



※写真1、写真2はいずれも筆者が撮影（2025年3月9日撮影）

アンシャン・レジーム期において、これらの施設に狂人を監禁する際に重要な役割を果たしたのが、国王が発する封印令状 *lettre de cachet* である。家族は、身内に心神喪失 *démence* や精神の問題を抱えている者がいる場合、狂人から自らの安全や家族の名誉を守るために、狂人を監禁するよう王権に対して請願する。請願書を受けとった当局は、調査を行い、監禁の命令を発するか否かを決定する。このように、封印令状は、民衆が王の権力を頼る形で実現される監禁方法であった。<sup>(17)</sup>

封印令状と並んで、禁治産の判決を利用して狂人を監禁し、狂人による濫費から家族の財産を保全しようとする家族もいた。禁治産とは、心神喪失の常況にある者を法律上自分で財産を管理・処理できない者とみなし、後見人を付することで彼らを保護する制度である。身内に狂人がいる家族は、家長の名において民事代官 *lieutenant civil* に申請し、家族や友人による証言や患者本人に対する尋問結果を基に、禁治産の判決が下される。禁治産を宣告された者には、

後見人 *tuteur* や保佐人 *curateur* が付されて、その財産の管理にあたる。さらに、禁治産の判決は禁治産者を施設に監禁することを可能にした。このように、禁治産の宣告は、王の権力を利用した封印令状に対して、裁判所における司法的な手続きにより、狂人を監禁する手段であった。

このように革命以前は、封印令状と禁治産の宣告という2つの主要な監禁方法が用いられていたが、アンシャン・レジーム末期になると、封印令状に対する不信感が募り始める。1770年8月14日、租税法院 *Cours des aides* は、次のように建言する。「今日、封印令状による監禁命令は驚くほどに増加しているが、証拠のない密告に基づく監禁が行われることで、王国にいるいかなる者も自由が保障されていない。」<sup>(20)</sup>

さらに、かかる建言に影響された王宮の輔弼官 *ministre de la Maison du roi* ルイ・シャルル・オーゲスト・ル・トヌリエ・ブルトゥイユ *Louis Charles Auguste Le Tonnelier, baron de Breteuil* (1730-1807) は、1784年、封印令状によって囚われている者に関する通達を発する。その中で、ブルトゥイユは、家族が禁治産の手続きにかかる費用を支払えないほど極貧状態にある場合を除き、原則として、禁治産が宣告されている場合にしか封印令状による監禁命令は請求されるべきでないことを、正義と賢慮は要求していると述べた。<sup>(21)</sup>

1789年に革命が勃発し、フランス人権宣言7条は、「だれも、法律に定められた場合であって、かつ法律が規定した手続きによってでしか、告訴、逮捕、または拘束されることができない。」と規定した。これを受けて、1790年3月16-27日のデクレは、ついに封印令状を廃止した。<sup>(22)</sup>さらに、同デクレは、当時の精神医学の発展の影響を受けて、心神喪失を理由に監禁された者は、裁判官による尋問、医師による訪問・診察を経て、解放されるかまたは病院で治療を受けるかを決定すると定め、不当な監禁から個人の自由を保障し、適切な治療を受けさせようとした。<sup>(23)</sup>

このような封印令状の廃止、収容前の禁治産の宣告の必須化による恣意的で違法な監禁の防止への試みは、しかしながら、禁治産の制度そのものによって阻まれてしまう。1804年に制定された民法の禁治産に関する489条は、「痴愚・痴呆・狂気の常況 *un état habituel d'imbécillité, de démence ou de fureur*」に

ある者にしか禁治産を宣告しないと定めた。そのため、痴愚・痴呆・狂気の常況ではなく、禁治産は宣告され得ないが、治療のために収容する必要や公共の安全を守るために逮捕する必要がある狂人を合法的に収容・監禁することが困難となつたのである。また、痴愚・痴呆・狂気の常況にあっても、禁治産を請求するか否かは家族の任意であったため、禁治産の裁判には多額の費用を要することや身内に狂人がいると公に知られてしまうことを家族が嫌がつて、狂人(26)に禁治産が宣告されていないというケースが多かった。

また、1790年8月16-24日法は、放置されたままの狂人によって引き起こされる厄介な事件を予防し解決することを行政に委ねていたが、行政当局は、上記の通りハードルの高い禁治産の宣告を経ないで、脱法的な監禁を実施するようになる。パリでは、家族が禁治産を請求しない場合に政府委員がこれを請求することができると定めた民法491条が、禁治産の前に王室検事や知事は狂人(27)を施設に収容することができないという意味に解釈された結果、知事や市長は、1790年8月16-24日法に従い、危険な狂人を逮捕して区の監獄に一旦監禁し、その後王室検事は禁治産の手続きを進め、裁判所が禁治産を宣告した場合に、狂人を彼らのための施設に移送するという方法が採られた。一方、北部の県や南部のいくつかの町では、禁治産の宣告が、精神病院での監禁に必要不可欠な前提条件だとみなされており、禁治産が宣告されていない狂人の施設への入所が拒否された。そのため、知事は、公の秩序を守るために、狂人を裁判所の監獄(28)へ収容することを命令することがあった。

このように、革命によって封印令状の廃止を達成したにもかかわらず、収容前に禁治産の宣告を要求することが足かせとなつて、アンシャン・レジーム期における封印令状を用いた監禁のような、行政当局による危険な狂人の不当な逮捕や監禁が復活してしまう。中には、病院ではなく監獄に監禁される狂人も存在し、彼らに適切な治療を施すことを目指した1790年3月16-27日のデクレの期待に反して、これらの者に適切な治療を施すことが困難になつたのである。

さらに、狂人のための施設を建設し、施設での生活費や治療費をまかなうことが地方の財政的に困難であったために、収容された狂人は劣悪な環境に置か

れた。1815年11月6日の省令は、狂人を援助すべきコミューン communes du domicile de secours に費用を負担させ、不足する場合には県が負担することを定めたが、かかる支出は地方の財源を圧迫した。内務大臣も、1819年7月16日の通達の中で、アリエネの状況は、アリエネ専用の施設に収容されなければ改善されないと述べつつ、施設の数を増やし、かつこれらを衛生的にすることが財政的に厳しい現状を認めている。<sup>(31)</sup>

このような状況の中で、純理派 Doctrinaires と呼ばれる政治グループがアリエネのための法案の作成を押し進めた。純理派は、社会秩序の維持、宗教の多様性、人道主義・博愛主義という原則を掲げ、官僚政治的な解決方法や宗教、慈善 bienfaisance によって社会を安定させることを模索しており、それゆえ、狂人の問題にも関心を有していた。<sup>(32)</sup> 国家による収容所制度を要求する精神科医の声に応えて、純理派が連合を組んで参加した自由主義的な内閣、エリ・ルイ・ドゥカーズ Élie Louis Decazes (1788-1860) 内閣下、内務省で県・市町村行政局長 directeur général de l' Administration départementale et communale を務めていた純理派のフランソワ・ギゾー François Guizot (1787-1874) は、病院・捨て子・狂人に関する通達を発する。しかしながら、精神科医と政治家が協力関係を結んだ計画は、1820年、ベリー公爵 Duc de Berry (1778-1820) 殺害を受けたドゥカーズ内閣の退陣、ギゾーの辞職により、達成目前で頓挫してしまう。政権を離れている間、純理派はキリスト教道德協会 Société de morale chrétienne を結成し、狂人収容所をはじめ、奴隸制度廃止、ギリシャにおける自由革命の難民支援、監獄、孤児、公衆衛生に関連するフィランソロピーの活動に尽力した。<sup>(33)</sup>

七月革命が勃発し、純理派が政権の中心として復帰すると、1832年には、貧窮なアリエネにかかる費用を市町村が負担することを義務付ける法案が提出された。同法案が代議院により否決されたことから、政府は、アリエネにかかる費用の問題に本格的に取り組み始める。<sup>(34)</sup> そして、財政的な課題をいかに乗り越えるかという議論が、1838年法制定の端緒となる。内務大臣アドリアン・エティエンヌ・ピエール・ガスパラン Adrien Etienne Pierre, comte de Gasparin (1783-1862) は、1837年1月6日、代議院に法案を提出した際に、①財源の

フランス1838年法におけるアリエネ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）  
確保に加え、②違法な監禁と隔離を区別し、③アリエネのための施設を規律する規則を定めることを、同法の主要な目的として示した。<sup>(36)</sup>

## 2 1838年法の概要

本節では、1838年法制定に向けた精神科医の主張や議会での議論を分析するに先立ち、1838年法の内容を明らかにする。

1838年法は、全41条からなり、第1編「アリエネ施設について」、第2編「アリエネ施設においてなされる収容について」、第3編「一般的規定」に分かれている。そして、第2編は、第1節「任意収容について」、第2節「公権力によって命じられる収容について」、第3節「アリエネの事業にかかる費用について」、第4節「アリエネ施設に収容された全ての者に共通する諸規定」からなる。上述したガスパランの目的①については、第2編第3節が、②については、公権力が収容を命じる場合の手続きに関する第2編第2節が、③については、第1編がそれぞれ規定を設けて、これらの目的を達成しようとしている。

以下では、各編の内容を概説する。

### 【第1編「アリエネ施設について】

第1編では、まず、各県は、アリエネの治療を目的とした公立施設を設置するか、かかる目的を達成するために私立施設と契約を締結する義務を負うことが示されている（1条）。公立施設は公権力の管理下に置かれる（2条）。私立施設は政府の許可なく設立・運営することができず（5条）、公権力の監督下に置かれる（3条）。これらの施設は、知事、裁判所長、王室検事らにより、定期的に訪問される（4条）。施設の設立の許可条件、設立後の管理運営体制や義務等は、行政規則により定められ（6条）、公立施設の内部規則は、内務大臣の承認に服する（7条）。

### 【第2編「アリエネ施設においてなされる収容について】

第1節では、まず、任意の収容の請求の手続きが規定されている（8-12条）。任意の収容を請求する場合、入所許可申請書、医師の診断書、身分証明書等が必要であり、これらの書類の写しは、施設の医師の診断書と入所報告書と共に、

## 論 説

知事等に送付される（8条）。知事は、上記書類の受理後3日以内に、王室検事らに収容者と収容請求者の氏名等と収容原因を通知し（10条）、私立施設への入所の場合には、当該施設に医師を派遣して報告書を作成させる（9条）。公立または私立施設への収容後15日以内に、施設の医師が新たに診断書を知事に送付する（11条）。また、施設には、収容者の情報を記載した記録簿が備え置かれ、4条に基づき施設を訪問する者がこれを点検する（12条）。続いて、任意の収容者の退所の手続きが規定されている（13-17条）。収容者は、精神病が治癒したと医師が診断した場合（13条）、家族等によって退所が請求された場合（14条）、知事が命令した場合（16条）に、退所することになる。しかし、家族等が退所を請求した場合であっても、アリエネが公の秩序を脅かすおそれがあるときは、市長は退所の臨時の執行停止を命じることができ、当該命令は24時間以内に知事に報告される（14条）。当該執行停止は、15日間が経過すると終了する。収容者の退所後24時間以内に、施設の長らは、知事らに対し、収容者を引き取った者の氏名や収容者の精神状態等を報告する（16条）。禁治産者と未成年者については、その身柄は、後見人等にのみ引き渡される（17条）。

第2節では、まず、強制収容の手続きが規定されている（18-22条）。パリでは警視総監 *préfet de police* が、各県では知事が、精神病の影響で公の秩序を脅かし得る者の施設入所を職権により命じる（18条）。緊急の場合には、パリの警視とその他のコミューンの市長が、精神病に侵された者に対して臨時の措置を命令することができ、命令を行った場合には24時間以内に知事に報告する（19条）。施設の長らは、収容者の状態等について施設の医師により作成された報告書を知事に対して送付する（20条）。また、知事は、任意に収容された者であり、公の秩序を脅かし得る者が、許可なく施設を退所することを阻止するための特別の命令を発することもできる（21条）。18条ないし21条に基づき発された命令については、王室検事、内務大臣に報告され、収容者の居住地の市長や家族に通知される（22条）。次に、強制収容者の退所の手続きについて、退所が可能であると医師が診断した場合に、施設の長らがこの旨を知事に報告し、知事が裁定する（23条）。アリエネが収容されるべき施設に収容されるまでの間、アリエネは民間の救済院 *hospice* や病院に臨時に収容される（24条）。

フランス1838年法におけるアリエネ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）  
いかなる場合においても、アリエネは受刑者 *condamnés* や被告人 *prévenus* と共に監獄に留置されてはならない（同条）。

第3節では、アリエネの収容にかかる費用の負担について規定されている。収容に伴う交通費、公立施設または救済院での生活費、滞在費、治療費は、知事によって決定される料金に基づいて決定される（26条）。私立施設での生活費、滞在費、治療費は、県と施設の間で締結された契約により、決定される（同条）。これらの諸費用は、収容者が負担し、収容者が支払うことができない場合には、この者に対して扶養義務を負う者が負担する（27条）。扶養義務者によつても費用を支払うことができない場合または不足する場合は、アリエネが属する県の通常予算からまかなわれる（28条）。なお、25条は、県に属する施設で治療を受ける者について定めている。

第4節は、全ての収容者に共通する、収容者の個人の自由や財産に関する規定が置かれている。まず、収容者の不当な監禁を防ぐ規定（29条、30条）があり、次に、収容者の財産の管理や訴訟代理人等について規定されている（31条ないし38条）。続いて、アリエネが、収容中に、禁治産の宣告なくして行った行為の効果に関する規定（39条）が置かれ、以上の収容者に関するすべての訴訟について、検察官は報告を受ける（40条）。

### 【第3編「一般的規定】

第3編は、1つの条文のみからなる。同法5条、8条、11条、12条、13条2項、15条、17条、20条、21条、29条6項と、6条に基づいて発せられる規則に違反した施設の長や医師は、5日から1年の禁固と50フラン以上3000フラン以下の罰金の両方またはいずれかを科される（41条）。

## 3 小括

フランスでは革命以前から、禁治産が、封印令状と並ぶ主要な狂人の監禁方法として用いられていた。その後、個人の自由に対する意識が高まると、監禁のための前提条件として禁治産の宣告、すなわち司法の介入を要求することで、個人の自由を不当な監禁から保障しようとした。しかし、現実は、禁治産の宣告に個人の自由の保障という役割を担わせるという理想とはほど遠く、禁治産

## 論 説

の対象範囲の狭さや家族の経済的・心理的負担が禁治産の宣告を阻み、不当な監禁がなされ続けてしまった。また、財政難によりアリエネの監禁環境は改善されないままであった。

このような状況の中、アリエネのための財源を確保し、彼らを不当に監禁するのではなく、正当に隔離するために制定されたのが、1838年法である。同法の中で注目すべき点は、アリエネの収容手続きに関する規定において、狂人を収容する際には禁治産の宣告を先行させるという、革命以前から的方法が踏襲されていない点である。禁治産の宣告を通じた司法の介入が省かれたのはなぜか。次章以下では、禁治産の手続きが省略された経緯について検証する。

## 第2章 精神科医と1838年法

### 1 近代フランスにおける精神医学

本節では、フランスにおいて革命前夜から1838年法制定に至るまでの間に台頭した近代精神医学の状況について概説する。

上述した16世紀以降の狂人の監禁施設は、精神病の治療に適した環境とはほど遠かった。ビセートルやサルペトリエールには、狂人が、貧窮者や浮浪者、乞食、性病患者らと共に閉じ込められており、<sup>(37)</sup>バスティーユのような監獄に犯罪者と共に閉じ込められている狂人も存在した。1785年、2人の医師ジャン・コロンビエ Jean Colombier (1736-1789) とフランソワ・ドゥブレ François Doublet (1751-1793) は、フランスには狂人を収容するための施設は存在するものの、十分な世話や治療がなされていないことを指摘し、狂人の治療のために必要な衛生環境や食事、施設の管理方法等に関する指示書を発表した。<sup>(38)</sup>革命後の1793年には、ビセートルの医長に任命されたフィリップ・ピネル Philippe Pinel (1745-1824) が、ビセートルの中で獸のように鎖につながれ拘束されていた狂人を解放し、狂人を人間として、接し、治療する近代精神医学の時代が到来する。

ピネルは、「パリ学派の最初の時期の指導者」的地位にあった内科医であり、<sup>(40)</sup>「大精神医学者としてあがめ」<sup>(41)</sup>られる人物である。医者の子として生まれた彼

は、はじめ聖職者を志すも、トゥルーズで数学と医学を学び始め、モンペリエ、次いでパリへ出る。パリでは、医師であり、「ロックやコンディヤックの流れをくむ感覺論者」であり、政治家との交流もあるピエール・ジャン・ジョルジュ・カバニス Pierre Jean Georges Cabanis (1757-1808) に出会い、「エルヴェシウス夫人のサロンにつれていた」。<sup>(42)</sup> 哲学者エルヴェシウスの夫人のサロンは、百科全書を監修したことで有名なドニ・ディドロ Denis Diderot (1713-1784) やジャン・ル・ロン・ダランペール Jean Le Rond D' Alembert (1717-1783)、哲学者であり政治家でもあるニコラ・ド・コンドルセ Marie-Jean-Antoine Nicolas de Caritat, marquis de Condorcet (1743-1794) のような啓蒙主義者も出入りする場であり、イデオローグ idéologues と呼ばれる哲学グループの中で、ピネルは「啓蒙思想の洗礼をうけた」。<sup>(43)</sup>

ピネルが「精神病に深い関心を抱」くようになったのは、友人が「精神を病み、さ迷って森で狼に殺された」悲劇がきっかけである。彼は、「精神病を、形態を離れた機能的の病気として心理学的に理解しようと」し、疾病を分類して記述し、統計を用いることで、狂気を、科学の対象たる病として扱った。1793年にビセートル、1795年にサルペトリエールの医長に任命されると、狂人の矯正手段としての鎖や笞打ち、古くから治療のために用いられてきた瀉血や突然水につける等のショック療法を拒否し、優しさと厳格さを組み合わせて患者の心に働きかける道徳療法（「心理療法」、「精神療法」とも訳される。）<sup>(44)</sup> traitement moral を唱えた。<sup>(45)</sup> このように、科学的な方法と人道的な態度を結び付けたピネルの精神医学は、ジャン・エティエンヌ・ドミニク・エスキロール Jean-Étienne Dominique Esquirol (1772-1840) をはじめとする弟子達に受け継がれ、アリエネのための新法制定の博愛主義的な土壤を形成する。

トゥルーズ生まれのエスキロールは、偶然にも師のピネルと同様、はじめは神学を学び、その後モンペリエ、パリで医学を学んだ。医科大学でピネルのライバルであるジャン・ニコラ・コルヴィザール Jean Nicolas Corvisart (1755-1821) の内部臨床の講義を、そしてサルペトリエールでピネルの教えを受けたエスキロールは、事実の観察に基づく入念な臨床的記述を重んじ、師ピネルの業績を発展させた。1802年には、サルペトリエールの向かいにあるビュフォン

通りに、フランス初の医師が運営する私立の精神科療養所 *maison de santé* を創設する。1811年にサルペトリエールの狂人部の監視医務官、翌1812年にサルペトリエールの医師に任命され、1817年には、フランスで最初の精神疾患の臨床講義を開設する。彼は、後述するファルレやブリエール・ド・ボワモンを含む多くの弟子を育て、フランスの精神科医が19世紀前半の精神医学をリードする基礎を作った。<sup>(47)</sup>

さらに、師ピニルから博愛主義の精神を受け継いだエスキロールは、1818年、フランスにおけるアリエネの境遇を調査するために各地方を訪れ、そこで目にした光景について、次のように内務大臣に書き送っている。「(精神病者という)不幸な人々は、もっとも恐ろしい人類の悲惨を体験している。彼らは犯罪者よりもひどい扱いを受け、獸よりもさらに劣悪な境遇におかれている。私が見てきたのは、ぼろをまとっただけの裸同然の姿で、冷たくじめじめした床石のうえに横たわるのに身を守るものといえばむぎわらしかない精神病者である。彼らは、粗末な食事しかあたえられず、呼吸をするための新鮮な空気も、渴きをいやす水もなく、生きてゆくために最低限必要なものすら奪われている。精神病者は、正真正銘の牢番のもと、彼らの野蛮な監視下に打ち捨てられていた。彼らは、狭く、不潔で、悪臭に満ちた、風も光もはいらない部屋、人が見たら、贅沢な政府が多大な費用をかけて養っている獰猛な獸が閉じ込められているのではないかとおそれるような洞窟のような部屋のなかにいた。」<sup>(48)</sup>

このようにアリエネが置かれた劣悪な環境を目にしたエスキロールは、「より人間的な施設を考案」<sup>(49)</sup>し、アジール *asile* と名付ける。エスキロールによってアリエネの悲惨な境遇が明るみになったことが、アリエネの境遇を改善するための新たな法律を要求する機運を高める。

## 2 精神科医の主張

本節では、1838年法制定過程で議論された争点のうち、収容前の禁治産宣告の要否や個人の自由の保障を巡る点に的を絞って、当時の精神科医であるジャン・エティエンヌ・ドミニク・エスキロール、ギヨーム・フェリユス *Guillaume Ferrus* (1784-1861)、ジャン・ピエール・ファルレ *Jean-Pierre Falret*

フランス1838年法におけるアリエネ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）

(1794-1870)、ブリエール・ド・ボワモン Brierre de Boismont (1797-1881)、アデオダ・フェーヴル Adéodat Faivre (1795-1838) の著作を分析する。1838年法は「エスキロール法」とも呼ばれるほど、とりわけエスキロールをはじめとする精神科医が影響を及ぼしている。実際、エスキロール、フェリュス、ファルレは、1838法制定にあたり政府や議会から諮問を受けており、ブリエール・ド・ボワモンとフェーヴルは、公式に政府から意見を求められることはなかったものの、独自の見解を発表している。そこで、19世紀前半のフランスの精神医学界をリードしたエスキロールに代表される、精神病院改革に功績を残した5人を取り上げ、新法の制定に当たり彼らがいかなる点に注目し、精神病の専門家の立場で何を主張したのかを明らかにする。

#### ① エスキロール

1838年法制定に大きな影響を与えたエスキロールから検討を始める。彼の基本的な主張は、『アリエネの隔離に関する法医学的問題』(1832年)に確認できる。彼は、隔離は純粹な医療的手段であり、アリエネの財産管理のための手段である禁治産とは無関係であるとして、両者の手続きを切り離すべきであると主張する。彼は、隔離の前に禁治産の宣告を要求することは、今日アリエネが服している行政の自由裁量による措置よりも一層有害であると述べ、以下の理由を挙げる。

第一に、精神錯乱が発熱によるものまたは慢性的なものである場合、その初期の段階で禁治産を宣告することは容易ではなく、禁治産の宣告を急ぐことにより、発熱による精神錯乱でしかない者を隔離してしまいかねない。他方、断続的な狂気の場合、発作ごとに禁治産が宣告され、発作が静まれば、禁治産者は毎回、自己が理性を取り戻したことなどを述べ、自由を要求するために裁判所に出廷することを強いられることになってしまう。精神病は多様であり、一様に禁治産を宣告することが必要であるとすれば、不都合が生じる。

第二に、精神病が様々であることに加えて、アリエネの中には自らの状態を上手く隠し、自らの行為をうまく正当化する非常に理性的な者もいるので、これらの病人がアリエネかそうでないかを判断することは、判事にとって非常に困難であり、それゆえ禁治産を宣告することも困難である。

## 論 説

第三に、かかる困難さにより、禁治産の宣告が延期され、隔離が遅れ得る。しかし、経験に照らせば、隔離は唯一アリエネを治療することができる方法であり、多くの場合アリエネは隔離されるとすぐに治る。また、家族の安全や公共の静穏のためにも、狂気が生じたら迅速にアリエネを隔離することが絶対に必要である。迅速に用いられるべき隔離という治療法の有用性を、長い時間を常に要する禁治産の手続きを踏むために失ってはならない。

第四に、一般に人々は禁治産の宣告に対して大きな嫌悪感を抱いている。禁治産は公開の司法手続きであるが、家族にとって、アリエネの存在を隠しておく方が利益になる場合がある。このような場合にも、両親や夫にその子や妻の禁治産を請求することを義務付けるのは酷である。もっとも、現状では、禁治産が宣告されるまで、いかなる者もアリエネを監禁する権利を有さない。それゆえ、禁治産の宣告なくしてアリエネを隔離することができず、治療を施すことができない。

以上の理由から、隔離の前提として、禁治産の宣告を要求すべきではないというのがエスキロールの基本的な立場である。そして、彼は、アリエネの財産を守り、また、アリエネが引き起こし得る公の混乱を予防するための法律はすでに存在しているので、アリエネの隔離に関する新たな法律が必要であるならば、かかる法は、アリエネの健康と自由を目的としなければならないと述べて、アリエネの隔離を、その財産管理とは独立した別個のものと捉えている。<sup>(51)</sup>

さらに、政府から新法制定について諮詢を受けたエスキロールは、『アリエネに関する法案の検討』(1838年)の中で、経験に照らせば、迅速な隔離こそがアリエネの全治療の最初の条件であることを強調し、次のように述べる。新法は、アリエネが引き起こし得る混乱から社会を守り、アリエネの財産を管理するだけでなく、アリエネが治療を受けられるよう配慮し、監禁制度の濫用を防ぐための規則を設けなければならない。公の利益と衛生を司る行政の性格は、かかる濫用を防ぐのに適しており、即座に裁量で行動することができる。もし、行政が正しい道を踏み外すようなことがあれば、その際は司法が監督すればよい。<sup>(52)</sup>

## ② フェリュス

エスキロールと共にピネルの弟子であったフェリュスは、ナポレオンの軍医としてアウステルリッツの戦いやワーテルローの戦いに従軍した経験を持つ。除隊後、友人のレオン・ロスタン Léon (Louis) Rostan (1790-1866) によってピネルに紹介され、ピネルの下で精神病について学び始める。1826年にピネルの推薦によってビセートルの医長に任命されると、アリエネには仕事を与えることが治療上有益だと考えた彼は、「さきにピネルが手を染めた精神病患者の作業療法を前進させ」、ビセートルの患者のためにサン・タンヌ農場を開設したり、白痴 *idiots* や精神薄弱者のための特殊な施設を組織したりする。また、エスキロールと同様、精神病院の内部環境や病院行政の現状に問題意識を持ち、『アリエネについて』（1834年）と題する著作の中では、イギリスの精神病院とフランスの精神病院を比較しながら、ピネルやエスキロールが成し遂げてきた改革よりもさらなる改善が必要であると示している。そのため、アリエネの収容について新たな規則を設けようとした1838年法の制定過程においても、同作は影響を及ぼしており、エスキロールやファルレと共に、アリエネに関する新たな法案について諮詢を受けた。<sup>(54)</sup>

フェリュスは、同作の中で、アリエネに対する医師の排他的な権力は法外であるように見えると述べる。彼によれば、フランスで確立されたアリエネのための施設の監視体制は不完全であり、司法による保障がおろそかになっている。そのため、アリエネの理性を失った状態を悪用しようとする者の策略によって、医師の目がくらまされる可能性がある。アリエネに関する問題は難しい問題であるため、医師というたった1人の人間の判断に委ねない方が賢明である。もっとも、禁治産に関する民法の規定によってこそ、禁治産を宣告する余地が狭くなっているし、また、精神病が禁治産の宣告を理由付けることができる程度に至るよりも前に、アリエネの治療や監禁は必要となる。このように述べて、フェルスは、医師や施設に対する監視に関する規定と、アリエネの自由や財産に関する規定とが不十分な現状を指摘し、新法が司法優位となることを提案している。<sup>(57)</sup>

## ③ ファルレ

エスキロールの弟子であるファルレは、モンペリエで医学を学び始め、進学先のパリで、病気の同郷の人たちの役に立ちたいという思いで訪れたサルペトリエールにおいて、ピネルとエスキロールに出会ったことをきっかけに、精神医学に身を捧げるようになる。師の啓蒙哲学的な精神を受け継ぎながらも、外部的症状に着目し、精神病を機能的な病気と捉えたピネルやエスキロールとは異なり、ファルレは精神病を解剖学的視点で研究し、脳の損傷を精神病の原因と考える等、精神病を器質的な病気と捉えていた。また、学友のフェリックス・ヴォアザン Félix Voisin (1794–1872) と共に私立の療養所を設立したり、退院患者のための共済組合を作ったりしている。1830年には科学アカデミーの正式メンバーに認められ、1831年にはサルペトリエールの医師に任命される等、世間からの評価は高く、1838年法の制定過程においては、代議院の委員会により、政府が提出した法案について意見を求められた。1838年法において法律用語として採用された *aliénation mentale* (精神病) は、民法で用いられていた *imbécillité, démence, fureur* といった「好ましからざるひびきをもった俗語<sup>(58)</sup> に代えて、心の離反、<sup>(59)</sup> というほどの意をもった」言葉として、ファルレが提案した用語である。

ファルレは、『アリエネに関連する法案についての所見』(1837年) の中で、エスキロールと同様に禁治産の問題点を指摘した上で、以下のように唱える。禁治産の宣告を隔離に先行させることは、事物の本性により却下される。もつとも、いかにアリエネの財産が管理されるべきか、いかに家族は自らの問題を処理すべきかについて明確にしなければ、禁治産を宣告されていないアリエネは、その気紛れや非理性的な意思に基づいて自己の財産を処分したり、契約をしたり、相手方から求められた行為に同意・不同意を決定したりすることができる。そのため、アリエネが理性を失っているという不幸な状況を悪用しようとたくらむ詐欺師や貪欲な家族の犠牲となってしまう。財産の問題について規定を欠くことは大きな欠陥であり、埋め合わせなければならない。<sup>(60)</sup>

## ④ ブリエール・ド・ボワモン

ファルレと同様にエスキロールの弟子であるブリエール・ド・ボワモンは、

若い頃、死刑執行の現場に頻繁に通っていたことをきっかけに犯罪者に興味を持ち、医学の道に進み、犯罪者の大部分は病気であり、アリエネには責任能力がないと考えた人物である。パリで学位取得後、病院でのポストに恵まれなかつたが、療養所で勤務しながら、イタリアの精神病者施設の調査をはじめとする海外派遣や、医学心理学学会 *Société médico-psychologique* の創設に携わる等、精力的に活動する。<sup>(61)</sup> また、自殺や幻覚、進行麻痺についての研究等、様々な分野で数多くの著作を残し、アリエネの禁治産に関する『アリエネの禁治産に関する法医学的考察』（1830年）と題する著作を残している。同作は、1838年法制定の議論の開始に先んじて発表されており、また、彼は同法制定について政府から諮詢を受けたわけではないため、同作と1838年法との間に直接の関係はない。しかしながら、立法者や他の精神科医よりも早く、アリエネの禁治産について問題提起をした、いわば時代の先端を行く著作であると考えられるため、ここで取り上げておきたい。

ブリエール・ド・ボワモンは、同作の中で、裁判所は精神病の有無を判断することができないと考え、次のように論じる。法が認識している精神病と、最新の精神医学により分類されている精神病との間には差異がある。それゆえ、裁判所は、狂気の様々な形態を正しく見分けることができない。例えば、断続的な精神異常または弛張性の精神異常の場合、裁判所は尋問の短い期間でどのように病気の存在可能性を説明できるだろうか。一方、医師は、簡単にこれらの状態を見分けることができ、その狂気が偶発的な事情によって引き起こされた一時的なものなのかどうかを識別できる。医師こそ、疾患の有無を判断できるのであり、医師の証言に基づいて裁判所は公平な判断をすることができる。法を医学に服従させるのではなく、法に助言を与えることが必要であって、医学的研究により禁治産を宣告すべき場合を明確にし、いつ宣告すべきかを決定<sup>(62)</sup> することができる。

## ⑤ フェーヴル

上記4人のパリの医師とは異なり、リヨンで活躍したフェーヴルは、哲学と医学を学び、ストラスブールで医学の博士号を取得した後、リヨンで外科医として勤務し、外科の講義を行う。1822年にはリヨンの裁判所の鑑定医に、1830

年にはリヨンにあるアンティカイユ *Antiquaille* 病院のアリエネ部門の医師に任命され、これら2つの立場を活かしてアリエネの研究に励み、裁判で狂気を装うことで有罪判決を逃れようとしていた凶悪犯を見抜いたという逸話が存在する。しかしながら、ブルボン家を支持する王党派の家系に生まれた彼は、1830年に七月革命が勃発した後、オルレアン家の王に対して忠誠を誓うことを拒否したため、これらの職の辞任に追い込まれる。辞職後は、エスキロールがパリに建てた療養所を例にして、私立のサン・ジュリアン *Saint-Julien* 療養所をリヨンに建設し、ここにおいて精神病の治療を続ける。サン・ジュリアン療養所は、フランスにあるアリエネ施設の中でも最も良い施設であるとの評判であった。オルレアン家の王に対する宣誓を拒否したフェーヴルが、1838年法制定過程において政府から公式に意見を求められることはなかったが、彼自身は、リヨンの医学協会で『アリエネの監禁に関する法案の批判的検討』(1838年)<sup>(64)</sup>と題する意見書を読み上げた。

フェーヴルは、監禁制度が濫用されるという懸念について以下のように述べている。そもそも濫用を伴わない人間の制度は存在しない。しかし、良き法律によって予防しようとしている狂気を口実とした濫用的な監禁は、困難であるだけでなく、不可能である。アリエネ施設の監視委員会の委員である代議院議員ピエール・リエル・ド・シャウエンブル *Pierre Rielle de Schauenbourg* (1793-1878) が述べているように、悪意を持って狂人の独房に誰かを監禁しようと企む場合、監視人や管理者、医師の目を欺かなければならぬが、そのようなことはできない。施設の長にとって、狂人を不当に監禁する陰謀に加担する利益よりも刑罰による不利益の方が大きく、また、部下の目があるため悪さをすることはできない。これまでの経験的にも、不正な監禁はたった1件しか知らず、療養所における不正な監禁はあり得ない。不正な監禁に対し、幾らかの用心をすることには同意するが、それらは簡単に実行できるものでなければならぬ、誰にとっても過酷なものとなつてはならない。法律は、施設の長が無条件に病人を受け入れ、その後、個人と社会を安堵させる手続きを踏むという法律にした方が簡単である。屋根から落ちた煉瓦工を助けて病人に連れて行くことには誰も異議を唱えないのに、狂人を病院に連れて行くことはできない

フランス1838年法におけるアリエネ *aliéné* の収容と個人の自由 *liberté individuelle* の保障（1）  
の(65)か、とフェーヴルは問いかけている。

### 3 小括

革命後、1838年法制定に至るまでの間、フランスでは、それまでの劣悪な狂人施設からアリエネを救い出し、科学的かつ人道的に適切な治療を施そうとする精神医学が誕生した。博愛主義的な精神科医たちが、アリエネの悲惨な境遇を指摘したこと、アリエネの状況を改善する新法の必要性を立法者も認識するようになる。

5人の精神科医の主張の分析を終えて、改めて論点ごとに整理する。

第一の争点は、アリエネの収容の前提として、禁治産が宣告されていることが必要か否かという点である。エスキロール、フェリュス、ファルレは、禁治産宣告を必須の前提条件とすべきでないと考えている。彼らの主張は、裁判所が精神病を見抜く困難さ、禁治産が宣告される余地の狭さ、家族の禁治産に対する嫌悪感、迅速な隔離や治療の必要性を根拠としている。一方、ブリエール・ド・ボワモンは、精神医学の知によって裁判所が禁治産を宣告すべき場合を明確にすべきという考えを述べている。

第二の争点は、アリエネの収容に禁治産の宣告を必要としないとした場合、収容制度を濫用した不当な監禁からいかにアリエネの自由を保障するかという点である。エスキロールやフェーヴルは、アリエネの施設において、精神病を口実とする不当な監禁はほとんどあり得ず、医師である自分たちや行政こそ、アリエネの収容の必要性を判断するのに適任であり、一刻も早くアリエネを隔離して治療を施すべきであると考えており、精神病の専門家としての自負が伺える。これに対し、フェリュスは、医師の目がくらむ危険性を指摘し、医師1人の判断に全てを委ねない方が良いと主張し、ブリエール・ド・ボワモンは司法と医学の協力を望んでいる。

このように、全体的に見て、アリエネの収容の前提として禁治産の宣告を要求することに否定的な精神科医の主張は、政府や議会による精神科医への諮詢を通じて立法過程に影響を及ぼす。次章では、収容前の禁治産宣告の要否や個人の自由の保障を巡る議会での議論について、議事録を読み解く。

- (1) 東京地判令和6年10月1日 (LEX/DB 文献番号25621038) ; 精神科病院約40年入院で国訴えた裁判 訴え退ける判決 東京地裁、NHK NEWS、2024-10-1、NHK NEWS WEB、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241001/k10014597681000.html> (2024/10/19最終閲覧) ; 強いられた精神科病院40年入院「国の隔離政策は誤り」の声は届かず 東京地裁の表面的な判決に原告怒り、東京新聞、2024-10-2、TOKYO Web、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/357787> (2024/10/19最終閲覧)。
- (2) Jean Lemoine, *Le régime des aliénés et la liberté individuelle*, Librairie du Recueil Sirey, 1934.
- (3) Paul Sérieux, Lucien Libert, *Établissements d'aliénés. Le régime des aliénés en France au XVIII<sup>e</sup> siècle d'après des documents inédits*, *Annales médico-psychologiques*, No. 6 (1914-1915), pp. 43-73, pp. 196-219, pp. 311-323, pp. 470-497, pp. 598-627, No. 7 (1916), pp. 74-98 ; Paul Sérieux, Marc Trénel, *L'internement des aliénés par voie judiciaire (sentence d'interdiction) sous l'Ancien Régime*, Paris, Recueil Sirey, 1933.
- (4) Jean-Simon Cayla, The French law of 30 June 1838 on lunatics: the first 150 years, *International digest of health legislation/World Health Organization*, Vol. 39 (1988), pp. 513-528.
- (5) ミシェル・フーコー著／八幡恵一訳『コレージュ・ド・フランス講義1972-1973年度 处罰社会』筑摩書房 (2017) 366頁。
- (6) 既出のコレージュ・ド・フランスにおける講義の他に、ミシェル・フーコー著／田村淑訳『狂気の歴史 古典主義時代における』新潮社 (2020) ; Robert Castel, *L'ordre psychiatrique l'âge d'or de l'aliénisme*, Les éditions de minuit, 1976.
- (7) 山中浩司『医師と回転器 19世紀精神医療の社会史』昭和堂 (2011) 80-82頁。
- (8) Jean Goldstein, *Console and Classify*, The University of Chicago Press, 1987.
- (9) Brierre de Boismont, *Considérations médico-légales sur l'interdiction des aliénés*, Librairie de l'académie royale de médecine, 1830; Ernest Bouchon, *Droit civil français: interdiction judiciaire*, thèse pour la licence présenté à la faculté de droit de Strasbourg, 1851.
- (10) 秋葉悦子「処遇困難者施設について——フランスの制度との比較法的の考察——」上智法学論集35卷3号 (1992) 29-88頁；永野仁美「フランス精神保健政策の展開過程」本郷法政紀要No. 11 (2002) 115-148頁。
- (11) 菅原道哉、飯塚博史、岩成秀夫「1838年法（フランス精神病者法）の成立過程」精神医学28卷12号 (1986) 1397-1401頁；須藤葵「フランス精神医療法を通

- して見る精神医療制度の課題』法政理論39卷3号（2007）190-208頁。
- (12) 山城一真「フランス成年後見法に関する管見」成年後見法研究19卷（2022）3-16頁。
- (13) 平野泰樹『近代フランス刑事法における自由と安全の史的展開』現代人文社（2002）。
- (14) 平野龍一『精神医療と法：新しい精神保健法について』有斐閣（1988）；大谷實『精神医療の法と人権』弘文堂（1995）；同『精神保健福祉法講義』成文堂（1996）。
- (15) ミシェル・フーコー著／慎改康之訳『コレージュ・ド・フランス講義1973-1974年度 精神医学の権力』筑摩書房（2006）24頁、訳者注〔1〕によると、「アリエネ（aliéné）とは、自分自身および社会に対して無縁な者となってしまい正常な社会生活を営むことのできないような者のこと。精神を冒された者を言い表すための古い用語で、アリエネが患有病のこととアリエナシオン（aliénation）、それを診る医師のことをアリエニスト（aliéniste）と呼んだ。」と説明されている。
- (16) Fayçal El Ghoul, Enfermer et interdire les fous à Paris au XVIIIe siècle : une forme d'exclusion ?, *Cahier de Méditerranée* 69, 2004, pp. 175-176.
- (17) *Ibid.*, pp. 176-177.
- (18) *Ibid.*, p. 177.
- (19) P. Sérieux, M. Trénel, *op. cit.*, p. 453.
- (20) Funck-Brentatno, *Les lettres de cachet à Paris, étude suivie d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1789)*, Paris, 1903, p. 41.
- (21) Circulaire de Breteuil aux intendants du royaume et, à Paris, au lieutenant général de police, concernant les prisonniers par lettres de cachet. これは Funck-Brentatno, *op. cit.*, p. 49. に収録されている。また、フーコー著／田村倣訳、前掲書、176頁；Jean Carbonnier, *Droit civil*, Presses universitaires de France, 2 ed., t. 1, 2017, p. 647；藤山公一郎「フランスにおける精神障害犯罪者の刑事责任（一）」九大法学53号（1987）77頁。
- (22) «Nul homme ne peut être accusé, arrêté ni détenu que dans les cas déterminés par la loi, et selon les formes qu'elle a prescrites.» 和訳は、石井三記「【資料】一七八九年フランス人権宣言試訳」名古屋大学法政論集255卷（2014）78頁に依った。
- (23) Castel, *op. cit.*, p. 308.
- (24) Cayla, *op. cit.*, p. 513.
- (25) «Le majeur qui est dans un état habituel d'imbécillité, de démence ou de

- fureur, doit être interdit, même lorsque cet état présente des intervalles lucides. »
- (26) Marc Renneville, *Crime et folie. Deux siècles d'enquêtes médicales et judiciaires*, Fayard, 2003, p. 55.
- (27) ビセートルやサルペトリエールでは、貧しい者に対して禁治産が要求されることはなく、禁治産を宣告されていない者も多数存在した。Archives parlementaires, 2d ser., Vol. 113, p. 545 のバルテルミーの発言や、Goldstein, *op. cit.*, p. 285 によると、1835年、ビセートルに収容されている613人の患者のうち、禁治産の宣告を受けている者はたった19人であった。
- (28) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 106, p. 268, Vol. 115, pp. 423-424, p. 687 ; Cayla, *op. cit.*, p. 514 ; 脇原、飯塚、岩成、前掲論文、1398頁。
- (29) «Dans le cas de fureur, si l'interdiction n'est provoquée ni par l'époux ni par les parens, elle doit l'être par le commissaire du Gouvernement, qui, dans les cas d'imbécillité ou de démence, peut aussi la provoquer contre un individu qui n'a ni époux, ni épouse, ni parens connus. »
- (30) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol. 115, p. 424.
- (31) Claude Quétel, *Histoire de la folie de l'Antiquité à nos jours*, Tallandier, 2020, p. 285.
- (32) Ministère de l'intérieur et des cultes, *Législation sur les aliénés et les enfants assistés*, t. 1, Paris, 1880, pp. 10-16.
- (33) Goldstein, *op. cit.*, p. 278.
- (34) *Ibid.*, pp. 278-279; Castel, *op. cit.*, pp. 210-214.
- (35) Quétel, *op. cit.*, pp. 285-286.
- (36) Cayla, *op. cit.*, p. 516 ; 秋葉、前掲論文、41頁。
- (37) フーコー著／田村訳、前掲書、118-119頁。
- (38) 高橋俊彦「近代精神医学の黎明期と精神病者の処遇」医療福祉研究 4 号（2008）75頁。
- (39) Jean Colombier, François Doublet, *Instruction sur la manière de gouverner les Insensés et de travailler à leur guérison dans les Asyles qui leur sont destinés*, Imprimerie Royale, Paris, 1785.
- (40) ジェラール・マッセ、アラン・ジャッカル、ミシェル・シアルディ著／岡本重慶、和田央訳『絵とき精神医学の歴史』星和書店（2002）18頁；須藤葵「Philippe Pinel の思想再考」新潟青陵大学紀要 5 号（2005）269頁。
- (41) アーウィン・ハインツ・アッカーネヒト著／館野之男訳『パリ、病院医学の誕生』みすず書房（2012）81、88頁。

フランス1838年法におけるアリエヌ aliené の収容と個人の自由 liberté individuelle の保障（1）

- (42) 同18-20、82頁。
- (43) 同19頁；川喜多愛郎『近代医学の史的基盤・上』岩波書店（1977）552頁。
- (44) 川喜多、前掲書、552頁。
- (45) 同556-567頁；アッカーケヒト、前掲書、83頁。
- (46) アッカーケヒト著／石川清、宇野昌人訳『精神医学小史〔第2版〕』医学書院（1976）54-55頁；アンリ・バリュック著／中田修監修／影山任佐訳『フランス精神医学の流れ ピネルから現代へ』東京大学出版会（1982）17、20頁；マッセ、ジャッカル、シアルディ著／岡本、和田訳、前掲書、18-19頁。
- (47) エスキロールの経験については、医師であり歴史家でもあるミシェル・クレール Michel Claire によるサイト、“Jean-Etienne Dominique ESQUIROL”, 2024/7/15, <http://psychiatrie.histoire.free.fr/pers/bio/esquirol.htm> (2025/2/28最終閲覧)；アッカーケヒト著／石川、宇野訳、前掲書、57-62頁；バリュック／中田監修、前掲書、26-30頁；マッセ、ジャッカル、シアルディ著／岡本、和田訳、前掲書、20-21頁。
- (48) Esquirol, *Des établissements des aliénés en France, et des moyens d'améliorer le sort de ces infortunés*, mémoire présenté à Son Excellence le Ministre de l'intérieur, Imprimerie de Madame Huzard, 1819, pp. 4-5. 和訳は、波多野敏「モノマニーと刑事責任——一九世紀前半のフランスにおける刑法と医学（二）」京都学園法学2号（1994）148-149頁に依った。
- (49) マッセ、ジャッカル、シアルディ著／岡本、和田訳、前掲書、20頁。
- (50) アジールについては、オルトヴィン・ヘンスラー著／舟木徹男訳・解題『アジール：その歴史と諸形態』国書刊行会（2010）；舟木徹男「精神の病いとその治癒の場をめぐる逆説——アジール／アサイラム論の観点から」松本卓也、武本一美編著『メンタルヘルスの理解のために：こころの健康への多面的アプローチ』ミネルヴァ書房（2020）141-162頁という研究が存在する。また、特に精神医療におけるアジールの存在については、小俣和一郎『精神病院の起源』太田出版（2001）221-235頁が参考になる。近代フランスにおいて、病院、救済院、療養所、アジールといった各施設の機能や役割、創設した精神科医の理念等については今後精査する必要がある。
- (51) Esquirol, *Question médico-légale sur l'isolement des aliénés*, mémoire présenté à l'institut, le 1<sup>er</sup> octobre 1832, pp. 75-77.
- (52) Esquirol, *Examen du projet de loi sur les aliénés*, J. B. Baillière, Paris, 1838, p. 6, pp. 10-11, pp. 17-18.
- (53) 川喜多、前掲書、560頁。
- (54) フェリュスの経験については、Auguste Alexandre Motet, *Eloge de G. Ferrus*,

*lu dans la séance publique annuelle de la Société médico-psychologique du 27 mai 1878*, impri. E. Donnau, Paris, 1878 ; マッセ、ジャッカル、シアルディ著／岡本、和田訳、前掲書、26-27、54頁；アッカーケネヒト著／石川、宇野訳、前掲書、60頁。

- (55) Ferrus, *Des Aliénés, considérations: 1° sur l'état des maisons qui leur sont destinées tant en France qu'en Angleterre, sur la nécessité d'en créer de nouvelles en France... 2° sur le régime hygiénique et moral... 3° sur quelques questions de médecine légale...*, Madame Huzard Libraire, Paris, 1834, p. 285 ; Quétel, *op. cit.*, p. 288.
- (56) Ferrus, *op. cit.*, pp. 284-288.
- (57) Castel, *op. cit.*, p. 173.
- (58) 川喜多、前掲書、562頁。
- (59) フアルレの経験については、Charles Loiseau, *Eloge de Jean-Pierre Falret, lu dans la séance publique annuelle de la Société médico-psychologique du 18 décembre 1871*, impri. E. Donnau, Paris, 1872；マッセ、ジャッカル、シアルディ著／岡本、和田訳、前掲書、27、30頁；アッカーケネヒト著／石川、宇野訳、前掲書、59、61頁。
- (60) Falret, *Observation sur le projet de loi relative aux aliénés*, Everat, Paris, 1837, pp. 14-17.
- (61) ブリエール・ド・ボワモンの経験については、ミシェル・クレールによるサイト、“L'hôpital de Saint-Jean de Dieu (Rhône) et ses médecins,” *Histoire de la psychiatrie en France*, 2024/7/15, <http://psychiatrie.histoire.free.fr/pers/bio/brierre.htm> (2025/2/25最終閲覧)；Sémelaigen René, *Les pionniers de la psychiatrie française avant et après Pinel*, J.-B. Baillière, Vol. 1, 1930, pp. 233-244；アッカーケネヒト著／石川、宇野訳、前掲書、59頁。
- (62) 自殺については、Brierre de Boismont, *Du suicide et de la folie suicide : considérés dans leurs rapports avec la statistique, la médecine et la philosophie*, G. Baillière, Paris, 1<sup>er</sup> ed., 1856. 幻覚については、Brierre de Boismont, *Des hallucinations ou histoire raisonnée des apparitions, des visions, des songes, de l'extase, du magnétisme, du somnambulisme*, G. Baillière, Paris, 1<sup>er</sup> ed., 1845. 進行麻痺については、Brierre de Boismont, *Paralysie générale des aliénés*, Société de médecine de Paris, 1849. 等の著作が存在する。
- (63) Brierre de Boismont, *Considérations médico-légales sur l'interdiction des aliénés*, Librairie de l'académie royale de médecine, 1830, pp. 15-16, p. 22.
- (64) フェーヴルの経験については、Michel Claire によるサイト、“L'hôpital de

フランス1838年法におけるアリエヌ aliené の収容と個人の自由 liberté individuelle の保障（1）

Saint-Jean de Dieu (Rhône) et ses médecins," Histoire de la psychiatrie en France, 2024/7/15, <http://psychiatrie.histoire.free.fr/hp/documents/sjdd.htm> (2025/2/25 最終閲覧) ; J.-P. Mégret, *Lyon médical: Gazette médicale et Journal de médecine réunis*, 6 janvier 1884, pp. 427-429; Frédéric-Zénon Collombet, Antoine et Adéodat Faivre, *Revue du Lyonnais*, 1845, Vol. 21, pp. 183-186.

- (65) Faivre, *Examen critique du projet de loi sur la séquestration des aliénés*, Maire frères Libraires, Lyon, 1838, pp. 15-16, pp. 22-23, pp. 53-57, pp. 60-61.